

インフルエンザの警報発表について

県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年第51週（12/16～12/22）において、下記のとおりインフルエンザの定点医療機関当たりの患者報告数が警報開始基準値を超えました。

今後、年末年始を控え、外出や大人数で集まる機会が増えることにより、更なる感染者数の増加が予測されます。感染拡大を予防するため、咳エチケットや換気、手洗いなどの基本的感染対策の徹底をお願いします。

～インフルエンザとは～

- 原因：インフルエンザウイルスにより感染します。
- 症状：1～3日の潜伏期間の後、38℃以上の発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛などが突然現れ、その後、咳や咽頭痛、鼻水といった上気道症状などを呈します。また、子ども、高齢の方、免疫力の低下している方などは重症化して肺炎や脳炎になることがあります。
- 治療：症状に応じた対症療法が中心ですが、抗インフルエンザ薬を使用する場合があります。
- 感染経路：飛沫感染（咳やくしゃみで飛散した飛沫の中のウイルスにより感染します。）
接触感染（ウイルスが付着した手で口や鼻に触ることにより感染します。）
- 予防：くしゃみや咳が出るときや人混みでは、マスクを正しく着用するなど咳エチケットを心がけましょう。
室内ではこまめに換気しましょう。
外出後や食事前など、石けんによるこまめな手洗いやアルコール製剤での手指消毒を徹底しましょう。
予防接種は、発症を抑えたり重症化を予防する効果が期待できるので、早めの接種を検討しましょう。

○各保健所管内における1 定点医療機関当たりのインフルエンザ患者報告数（人）

	第45週	第46週	第47週	第48週	第49週	第50週	第51週
仙南	0.29	0.86	0.86	2.29	7.29	17.57	35.29
塩釜	1.25	1.44	1.88	3.13	8.50	15.31	35.63
大崎	0.80	2.90	8.30	8.00	13.10	24.60	44.20
石巻	0.50	0.50	1.00	4.20	7.70	8.40	26.80
気仙沼	0.75	0.50	0.50	0.75	5.75	6.75	15.75
仙台市	1.16	2.52	2.89	4.25	6.25	15.86	31.41
宮城県（全体）	0.98	1.93	2.84	4.15	7.62	15.64	32.66

流行入り目安（1）超

※ ：注意報開始基準値（10）を超える値
※ ：警報開始基準値（30）を超える値

○過去5シーズンにおける注意報/警報発表状況

	令和元/2年	令和2/3年	令和3/4年	令和4/5年	令和5/6年	令和6/7年
注意報発表日	R元.12.5	注意報発表なし	注意報発表なし	R5.2.9	R5.9.14	R6.12.12
警報発表日	R元.12.12	警報発表なし	警報発表なし	警報発表なし	R5.11.9	R6.12.26

宮城県内における1 定点医療機関当たりのインフルエンザ患者報告数

